

## 岡崎東病院「指定短期入所療養介護」重要事項説明書

### 1・事業者概要

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 事業所の名称   | 医療法人博報会                               |
| (2) 事業所の所在地  | 名古屋市千種区上野1丁目1番11号                     |
| (3) 法人種別     | 医療法人                                  |
| (4) 代表者氏名    | 理事長 柵木 充明                             |
| (5) 電話・FAX番号 | Tel (052) 721-0321 Fax (052) 721-1208 |

### 2・施設の概要

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 施設の名称     | 医療法人博報会 岡崎東病院                         |
| (2) 施設の所在地    | 岡崎市洞町向山16番地2                          |
| (3) 施設長の氏名    | 院長 鈴木 正博                              |
| (4) 介護保険事業所番号 | 2312102052                            |
| (5) 指定サービスの種類 | 指定短期入所療養介護                            |
| (6) 電話・FAX番号  | Tel (0564) 22-6616 Fax (0564) 22-3570 |

### 3・施設の運営方針

- (1) 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。
- (2) 入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (3) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (4) 施設サービスは、入院患者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状態を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行います。
- (5) 施設サービスは、施設計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- (6) 従業員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行います。
- (7) 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者

等生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束  
その他入院患者の行動を制限する行為をおこないません。

- ( 8 ) 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を  
図らなければなりません。

#### 4・施設の目的

医療法人博報会が開設する指定短期療養介護事業所(以下「事業所」という)が  
行う、指定短期入所療養介護サービス(以下「施設サービス」という)の適切な運  
営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業  
員が要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供するこ  
とを目的とします。

#### 5・サービス内容

医師による医学的管理

施設サービス計画の作成(4日以上継続して入所する事が予定される場合)

看護及び医学的管理の下における介護

食事の提供

入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)

その他 機能訓練も必要に応じて行います。

#### 6・利用料金

- ( 1 ) 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利  
用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。)

	多床室	個室
経過的要介護	6 1 8 円 / 日	5 3 4 円 / 日
要介護 1	8 3 2 円 / 日	7 0 1 円 / 日
要介護 2	9 4 2 円 / 日	8 1 1 円 / 日
要介護 3	1 1 8 0 円 / 日	1 0 4 9 円 / 日
要介護 4	1 2 8 1 円 / 日	1 1 5 0 円 / 日
要介護 5	1 3 7 2 円 / 日	1 2 4 1 円 / 日

- ( 2 ) 食費 1食当たり (朝食280円 昼食550円 夕食550円)

- ( 3 ) 居住費 1日当り 多床室 320円 個室 1,640円

送迎加算 片道につき 184円

利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる  
利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合

に算定します。

#### 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定します。

#### (4) その他の料金

個室利用料(1日当たり) 2,000円

理美容代 別紙参照

その他 その他の利用料については別紙参照となります。

#### (5) お支払い方法

毎月末に締め切り、計算した請求書を、翌月の10日頃までに郵送致します。お支払いは請求書が届きました当月内にお願ひ致します。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収いたします。

その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、その都度、管理者と協議をします。

### 7・施設利用に当たっての留意事項

面会 AM 8:00~PM 7:30

外出・外泊 ナースステーションへ申請書を提出の上、必ず許可を得て下さい。

飲酒・喫煙 入所中の飲酒・喫煙は原則禁止します。

金銭・貴重品の管理

当施設では、金銭、貴重品のお預かりはいたしておりません。

また、盗難等が発生しましてもその責任は負いかねます。

外泊時等の施設外での受診は必ず事務所へご連絡下さい。

### 8・非常災害対策

・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等

・防災訓練 年2回

### 9・禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 10・要望及び苦情等の相談

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当の設置

- ・ 相談又は苦情は吉野裕子（介護支援専門員・ケースワーカー）を置いて対応する。
- ・ 不在の時は、事務長小嶋 弘二が対応し、翌日担当者に報告する。

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応しますが、事務所窓口に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

## 11・緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 12・その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご覧ください。

## 重要事項説明書添付書類

指定短期入所療養介護のサービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所療養介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

緊急連絡先

昼 間 \_\_\_\_\_

夜 間 \_\_\_\_\_